

-イスラム保険(タカフル)の展望-

1. はじめに

全世界の人口約 70 億人のうち、約 10 億 2000 万人がイスラム教徒であると推定されている¹。代表的なイスラム国として、インドネシアやマレーシア、GCC諸国²が挙げられる。これらの国では、保険の仕組みがイスラム教の規範にそぐわないものであるとして普及の阻害要因になっていた。本稿では最近注目されているイスラム教の規範に則った保険（タカフル）の仕組みやその市場動向を紹介する。

2. タカフルとは

(1) イスラム教の規範

イスラム教にはシャリーアと呼ばれる独自の規範がある。「保険」はこの規範で禁じられている過剰なリスクや不確実性の内包、利子の收受などに該当するとして、1985年にイスラム法学者評議会が規範に反するとした³。これに対して、従来型の保険をイスラム教の規範に順ずる形に作りかえた仕組みがタカフルである。

(2) タカフルの事業モデル

タカフルにはいくつかのモデルがあり、それぞれ若干の違いがある。本稿では、図表 1 に示した、バーレーンやマレーシアなどで採用されているハイブリッド・モデルを例に取り、事業モデルについて説明する。

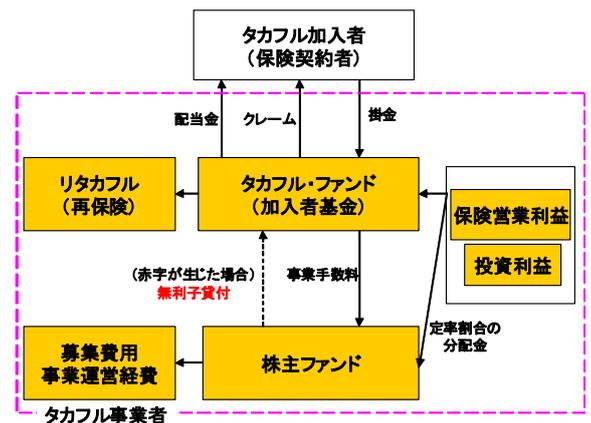
タカフルの根本的な考え方は、相互扶助である。そのためタカフル・ファンド（加入者基金）を事業者運営部分である株主勘定から分離する必要がある。その仕組みは相互会社と類似しているが、タカフル事業者のほとんどは株式会社として運営されている。

タカフル加入者は保険料に該当する「掛金」を支払う契約を結ぶ。掛金は保険金の支払い原資としてタカフル・ファンドにプールされる。そのうち、事前に約定された定率が事業手数料として、株主勘定へと振替えられる。加えて、株主勘定には、タカフル・ファンドによる引受利益と運用利益の定率が配分される。事故発生時には、「喜捨」の位置づけで、保険金に該当する資金がタカフル・ファンドから支払われる。また、契約期間中に事故が起きなかった場合には、当該加入者に引受利益・運用利益の一部が分配金の形で支払われる。

タカフル・ファンドに集められた資金は、イスラム教の規範に従って、イスラム債や株式、リースなどのイスラム金融手法によって運用される。イスラム教で禁止されている豚肉やアルコール、賭博、ポルノなどの事業への投資は避けなければならない。

タカフル・ファンドは株主勘定と分離されているため、引受収支が赤字になってしまった場合（タカフル・ファンド部分の勘定が赤字になってしまった場合）に、タカフル事業者の資本で埋め合わせることはできない。その代わりに、株主勘定から無利子の貸付をおこない流動性を確保する。おこなわれた融資はタカフル・ファンドに生じる剰余金から返済される。

《図表 1》ハイブリッド型モデル



(出典) Ernst&Young, “The World Takaful Report 2012”を参考に損保ジャパン総合研究所作成

3. タカフルニ大市場—GCC 諸国と東南アジア—

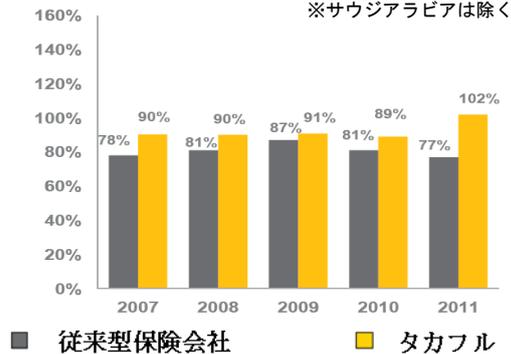
(1) GCC 諸国

GCC諸国ではサウジアラビアの市場が圧倒的に大きく、2010年には世界のタカフル市場83億ドルの半分以上に相当する43億7000万ドルを占めている。続いて注目されるのはアラブ首長国連邦である。掛金の額は8億ドル強であり、サウジアラビアと比較すると小さいが、2010年の成長率は28%と高い⁴。また、GCC諸国では従来型保険会社と比較して、タカフル事業者のコンバインドレシオが高い。《図表2》参照) 新規参入が多いため事業費率が高いこと、新規参入がもたらした料率競争が理由であると考えられる⁵。

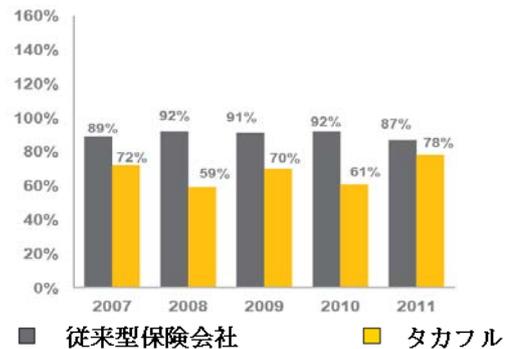
(2) 東南アジア

東南アジア最大の市場はマレーシアで、世界で見てもサウジアラビアに次ぐ第2位の市場である。その規模は14億ドルに達し、2010年の成長率も24%と高い。GCCとは反対に、マレーシアにおけるタカフル事業者のコンバインドレシオは従来型保険会社より低い。《図表3》参照) これは従来型の保険に比べて、自動車保険の引受割合が少ないことが大きく寄与している。マレーシアでは自動車保険の損害率が高いが、制度上の問題から料率アップが進んでいない⁶。また、マレーシア政府が、タカフルが過当競争に陥らないようにライセンス発行を制限していることも理由の一つと考えられる。

《図表2》GCCにおけるコンバインドレシオ
※サウジアラビアは除く



《図表3》マレーシアにおけるコンバインドレシオ



(出典) Ernst&Young “THE WORLD TAKAFUL REPORT 2012”

※ サンプル企業のデータから作成されたものである。(各国の統計ではない)

4. さいごに

従来型の保険とタカフルとの違いは、契約者側から見ると分配金の有無くらいである。また、事業者の立場で見ても、勘定の分離、シャリーア委員会の設置、シャリーア適格であるものに投資運用先が限定される点程度であり、大きな相違点はない。

タカフルは保険の仕組みをイスラム諸国に浸透させ、新たなマーケットを創造していくために有効な手段であり、今後も大きく発展していくものと考えられる。 【研究員 加藤 麻衣】

¹ Pew Research Center, “The Future of the Global Muslim Population” Jan.2011

² GCCとはGulf Cooperation Council (湾岸協力会議) の略で、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、カタール、クウェート、バーレーン、オマーンの6カ国を指す。

³ Ernst&Young “THE WORLD TAKAFUL REPORT 2012”

⁴ Ibid.

⁵ A.M.BEST “TAKAFUL REVIEW 2012 EDITION”

⁶ マレーシアでは自動車保険の料率は法定化されており、引き上げには議会の承認が必要であるため、過去30年間同じ料率を用いていた。

しかし2012年1月より、ロードサービスなどを加えた上で段階的に料率を引き上げている。

Bank Negara Malaysia HP <<http://www.bnm.gov.my/index.php?ch=8&pg=14&ac=2382&action=mail2friend&print=1>> (visited July 12, 2012)